

令和元年7月（第7回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年（2019年）7月10日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	3番	上田 伴治
4番	松野 隆	5番	西川 達也
6番	野田 祐士	7番	高木 敬司
8番	中村 光博	9番	大村 幸誠
10番	西村 親夫	11番	山本 博文
12番	荒川 忠一	13番	廣田 律男
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	令和元年（2019年） 第8回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	森崎 大輔	主 査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

（事務局長）

只今より、令和元年第7回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、2番西山農業委員さんと平井推進委員さんが欠席となっております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)
《挨拶》

(議長)
日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番上田委員さん、8番中村委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第1号を説明》

(議長)
只今、報告第1号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。
次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第2号を説明》

(議長)
只今、報告第2号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退席をお願いします。

《関係委員退席》

(議長)

番号1番につきましては、菅推進委員さんに調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(菅推進委員)

調査報告致します。

7月7日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではト

ラクター、コンバイン、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻、メロンで、申請地にも水稻を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人と奥さんが経験年数40年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、16,828㎡で問題ないと思います。

地元の区役等にも積極的に参加していただいておりますし、地域との調和についても問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思しますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

関係委員さんの入室をお願いします。

《関係委員入室》

次に、番号2番についてですが、本件について10番西村委員さんに調査をいただいております。

補足説明お願いいたします。

(10番委員)

調査報告致します。

7月8日に代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではト

ラクター、耕うん機、コンバイン等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は大豆やキャベツで、申請地にはベビーリーフやサラダホウレンソウを作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数22年、年間150日、妻は経験年数12年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、87,249㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に使用貸借権設定の部でございますが、権利取得者が農家の場合でございます。13番廣田委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(13番委員)

調査報告致します。

7月6日に借り人に聞き取り調査を行いました。

借り人と貸し人は親子です。貸し人が経営移譲年金を受給されており、以前から第3者に貸されていましたが、今回息子さんと使用貸借権を設定するものです。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクターを所有されており、コンバイン、田植え機等はリースをされるのでありますから問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻、里芋で、申請地にも水稻と里芋を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間150日、奥さんが経験年数20年、年間150日。娘さんも手伝いをされており、経験年数7年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、6, 169㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、使用貸借権設定の部について補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部ですが、番号1番につきまして6番野田委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

7月8日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、益城町が木山地区に災害公営住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着手するそうです。

開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、6番野田委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番でございますが、菅推進委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(菅推進委員)

7月7日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場として整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力・信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から自宅の庭として使用されており、始末書を添付し、今後は農地法を遵守することです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、菅推進委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番でございますが、5番西川委員さんに調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。

農地法第5条第1項による申請書が提出されましたので、7月6日に代理人の行政書士の方、譲渡人と現地でお会いし、聞き取り調査を行いました。

申請地は福田グラウンドの北側にあたります。申請地は集落内開発区域にあり、上下水道も容易に整備することができ、周辺農地に及ぼす影響も少ないと判断し、選定したとの事です。譲受人は、現在、借家住まいであり、家具等も

多くなり手狭になったため、申請地に自宅を新築するものです。

雨水は東側道路側溝に接続し放流、汚水や雑排水は西側道路内に埋設された下水道に放流するとの事です。区長さんより排水同意書、隣接説同意書も出されており何ら問題ありません。また、預金、融資証明書も提出されており、許可が下り次第、工事に着手するとのことです。

被害防除の方策としては、周辺農地に万が一支障が出た場合は、譲受人の責任において対応するとの事です。

立地基準と一般基準ともに問題ありませんでした。委員の皆様のご審議宜しくお願いします。

(議長)

ただいま、番号3番について5番西川委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号4番について5番西川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。

農地法第5条第1項による申請書が提出されましたので、行政書士の方、譲渡人と現地でお会いし、聞き取り調査を行いました。

譲受人は、現在借家住まいであり、子どもの成長に伴い手狭になったため、新築するものです。

中心後退により進入路を確保されます。転用面積も妥当であり問題はありません。

雨水は東側道路側溝に放流、汚水や雑排水は西側道路内に埋設された下水道に放流するとの事です。区長さんより排水同意書、隣接説同意書も出されており、また、融資証明書も提出されており、許可が下り次第、工事に着手するとのことです。

被害防除の方策としては、周辺農地に万が一支障が出た場合は、譲受人の責任において対応するとの事です。

立地基準と一般基準ともに問題ありませんでした。委員の皆様のご審議宜しくお願いします。

(議長)

只今、番号4番について5番西川委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部について、再設定が13筆、新規が3筆となっております。本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、賃借権設定の部でございますが、農地所有適格法人以外の法人となっております。ご審議をお願いいたします。

本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部について、再設定が4筆、新規が1筆となっております。本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 令和元年第8回委員会の日時について申し上げます。次回は8月13日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員